

[別紙1]

とっとりグリーン住宅応援キャンペーン事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業着工前かつ1月31日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則15日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から14日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

お問い合わせ・申請窓口

東部地区
(鳥取市・岩美郡・八頭郡)

東部建築住宅事務所 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176
電話:0857-20-3648 FAX:0857-20-2103

中部地区
(倉吉市・東伯郡)

中部総合事務所建築住宅課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電話:0858-23-3235 FAX:0858-23-3266

西部地区
(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)

西部総合事務所建築住宅課 〒683-0054 米子市糞町1丁目160
電話:0859-31-9753 FAX:0859-31-9654

制度に関すること

県庁住まいまちづくり課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
電話:0857-26-7398 FAX:0857-26-8113